

吉川市空家等の適正管理等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等に関する対策について市、市民及び空家等の所有者等の責務その他必要な事項を定めることにより、空家等の発生の予防、活用及び適切な管理の促進を図り、もって市民の生活環境の保全及び公共の福祉の増進並びに地域の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等であつて、市の区域内に所在するものをいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等であつて、市の区域内に所在するものをいう。
- (3) 管理不全な状態の空家等 特定空家等に該当しない空家等であつて、適切な管理が行われていないこと等により、そのまま放置すれば保安上危険となるおそれのある状態その他周辺的生活環境の保全上不適切であると認められる状態にあるもののうち、規則で定めるものをいう。
- (4) 所有者等 法第3条に規定する所有者等をいう。

(基本方針)

第3条 空家等に関する対策は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基本方針に基づき、推進するものとする。

- (1) 空家等の発生の予防に係る対策 建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）が次の世代に円滑に継承されること及び適切に維持管理されることを重視し、空家等の発生の予防が図られること。
- (2) 空家等の活用及び流通に係る対策 空家等及び除却した空家等に係る跡地を地域の資源として捉え、活用及び流通が図られること。
- (3) 空家等の適正管理に係る対策 所有者等による空家等の適切な管理の促進及び市による空家等の管理状態等の状況に応じた段階的な指導等により、特定空家等及び管理不全な状態の空家等の改善が図られること。

(市の責務)

第4条 市は、法第6条第1項の規定により、空家等対策計画を定めるものとする。

2 市は、前項の空家等対策計画に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民及び空家等の所有者等の責務)

第5条 市民及び空家等の所有者等は、市が実施する空家等に関する対策に協力するよう努めるものとする。

2 空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めなければならない。

(管理不全な状態の空家等に対する措置)

第6条 市長は、管理不全な状態の空家等の所有者等に対し、当該空家等の修繕、立木等の伐採、雑草の除去、防犯上の措置その他の周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、期限を定めて、当該助言又は指導に係る措置をとるよう命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による命令を受けた所有者等が相当の期間を経過しても当該命令を履行しないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより代執行することができる。

(軽微な措置)

第7条 市長は、特定空家等又は管理不全な状態の空家等について、開放されている扉又は窓の閉鎖、支障物の移動その他の軽微な措置で規則に定めるものを講ずることにより地域における生活環境の保全上の支障を除去し、又は軽減することができることを認めるときは、当該軽微な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

(緊急安全措置)

第8条 市長は、特定空家等又は管理不全な状態の空家等（以下この条においてこれらを総称して「空家等」という。）について、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ、当該空家等の所有者等に当該危害を避けるための措置を行わせる時間的余裕がなく緊急に当該措置をとる必要がある場合に限り、当該危害を避けるための必要最低限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を当

該空家等の所有者等に通知しなければならない。ただし、当該措置に係る空家等の所有者等の連絡先を確知することができないときは、その通知の内容を公告することをもって代えることができる。

- 3 市長は、第1項の規定による措置を講じたことにより生じた費用について、当該措置の内容を明らかにして当該措置に係る空家等の所有者等から徴収することができる。

(空家等の立入調査等)

第9条 市長は、第6条から前条までの規定の施行に必要な限度において、市長が指定する職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

- 2 前項の調査又は第7条若しくは前条の措置を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(関係機関との連携)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に対し、特定空家等及び管理不全な状態の空家等の改善のために必要な協力を要請することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。